

外国雑誌センター館 医学・生物学系資料収集方針

平成25年5月14日

改正 外国雑誌センター館会議

(目的)

第1条 この方針は「外国雑誌センター館資料収集方針」(平成13年7月3日外国雑誌センター館会議決定)(以下「収集方針」という。)第7条に基づき、医学・生物学系外国雑誌センター館(以下「医学・生物学系センター館」という。)の資料収集に関し、特に必要な事項を定める。

(収集対象資料等)

第2条 収集方針第2条において収集する外国雑誌等の主題範囲及び収集対象資料は、次のとおりとする。

一 主題範囲は、医学、看護学、歯学、薬学、医療、病院、生物学、その他の関連分野とする。

二 収集対象資料は、以下のとおりとする。

(1) ILLによる他大学機関等への論文提供が可能なもの

(2) 価格高騰のため、次年度以降に中止する所蔵館が多いと予想されるもの

(3) その他の調査や研究動向により、医学・生物学系センター館で重要と判断されるもの

(4) バックナンバー及び電子ジャーナル等電子的資料(以下「電子的資料」という。)のバックファイル

(電子的資料の選定条件)

第3条 電子的資料の購入にあたっては、「外国雑誌センター館電子的資料収集に関する申し合わせ」(平成25年5月14日外国雑誌センター館会議決定)によるものとする。

(新規購入タイトルの調査ツール及び調査方法)

第4条 収集方針第5条第三号における調査ツール及び調査方法は以下のとおりとする。

一 調査ツール

PubMed

MEDLINE

CINAHL Plus

Cochrane Library

Web of Science, Science Citation Index

SciFinder

- 二 NACSIS-ILL 統計及び CiNiiBooks の所蔵状況により，利用が多くかつ所蔵館数が少ないタイトルを選定
- 三 ILL により，外国機関へ文献複写依頼を行ったタイトルを選定
- 四 その他の調査等により医学・生物学系センター館において重要であり，所蔵館数が少ないと判断されるタイトルを選定

(利用状況等のモニター期間)

第5条 収集方針第5条第一号(4)及び第6条第2項におけるモニター期間は5年とする。
ただし，収集方針第6条第1項各号に定める購入中止の判断基準に該当する場合や所蔵館数が増加した場合は，モニター期間内であっても，購入を中止できるものとする。

(研究動向の把握)

第6条 収集方針第5条第一号(3)における研究動向の把握は次のとおりとする。

- 一 医学・生物学系センター館各館の学内関係者（学内の関連委員会及び関連講座等）からの情報収集
- 二 関連資料の調査による情報収集

附 則 この申し合わせは，平成25年5月24日から施行し，平成25年4月1日から適用する。